

森林保険だより

INDEX



イメージキャラクター
マモルくん

森林保険制度の普及に向けて／Q&A	2
森林保険センターの職員を対象に 「保険知識の向上研修」を行いました！	3
早稲田大学「思惟の森の会」の 活動について	4
森林組合連合会・森林組合からのたより	6
研究者からのたより	7
保険金をお支払いした災害の事例	8



リンドウ

唐松岳

「加入してよかった！
森林保険」



森林保険制度の普及に向けて



林野庁森林整備部
計画課長
橘 政行

皆様には、平素より森林・林業施策に対し、特段のご理解とご協力を頂いておりますことに厚くお礼申し上げます。

本年は、7月豪雨、台風21号、北海道胆振東部地震などにより、多くの災害が発生しました。一連の災害で亡くなられた皆様のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々に御見舞い申し上げます。

また、森林保険に加入していただいている森林については、一連の災害の支援対策として、支払手続きの迅速化に努めているところです。

さて、我が国の森林・林業を取り巻く状況を見ますと、戦後造成された人工林を中心に森林資源が本格的な利用期を迎えており、その豊富な森林資源を「伐って、使って、植える」という形で循環利用し、先人の築いた貴重な資産を継承・発展させていくことが喫緊の課題となっています。

この課題に対応するため、従来から森林経営計画制度を活用した森林組合等による受委託の促進等が図られてきたところですが、近年の森林所有者の経営意欲の低下等から必ずしも十分な成果を上げられていない状況にあります。このため、先の国会で成立した森林経営管理法に基づき、経済ベースにのる森林については、市町村を介して意欲と能力のある林業経営者に集積・集約化するとともに、経済ベースにのらない森林については市町村自らが公的管理を行う「新たな森林管理システム」の構築に取り組むこととしています。

このような中で、森林保険制度についても、災害が多発する状況下において、集積・集約化が進む森林経営の安定を支え、森林資源の循環利用による林業の成長産業化に一層貢献するものとなるよう、これまで以上の活用が図られることが肝要と考えています。

林野庁では、森林保険センターや都道府県、森林組合等と連携し、引き続き森林保険制度の企画立案や普及に積極的に取り組んで参りますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

Q&A 森林保険に関するよくある質問について

Q 所有する森林に数年前の雪害による損害が発生していることを知らず、最近になって発見しました。保険金は支払われるのでしょうか。

A 森林保険では、保険契約者、被保険者等がその損害の事実を知っているか否かにかかわらず保険金の請求行為がないまま3年※を経過した場合は保険者の保険金の支払い義務が時効により消滅します。

ただし、森林保険では山間地の森林において被害の発見や調査が遅れることなどがあるため、保険契約者、被保険者が損害発生通知書を森林組合系統に提出した場合は、その受理日をもって時効の中断とみなすこととしています。

したがって、損害発生の日から3年以内に損害発生通知書が提出され、森林組合系統で受理されていれば時効が中断されます。損害発生通知書はどのように時効の中断に効力があるため、必ず書面で提出していただき、森林組合系統で受領日を記載してもらうようにしてください。

※保険契約日がH22年4月1日以降の契約に限ります。保険契約日がH22年3月31日以前の契約の時効は2年となります。

森林保険センターの職員を対象に「保険知識の向上研修」を行いました！

森林保険センターでは、職員を対象に業務等に必要となる各種研修を実施しています。

今回は、当センターの福本保険業務部長（今年4月に三井住友海上火災保険（株）から出向）が講師となり、一般的な損害保険に関する知識や、民間損保会社の企業活動などに関する知見を深めることなどを目的に「保険知識の向上研修」を9月27日に行いましたのでご紹介します。

研修では、まず私たちの暮らしに身近な自動車保険や火災保険を題材に、保険の種類や基本的な役割、リスクの考え方といった基本の「き」から始まり、民間の保険業界全体の動向や会社の組織体制、業務の役割分担、営業部門の取り組み手法などについても、ご自身の体験や具体的な事例を踏まえた内容をお話しいただきました。

また、損害保険の基本的な知識を押さえた上で、民間損保会社の構造（組織や業務体制）や、地域の代理店の役割、実際にどのような方針や目標を立てて営業活動が行われているのかなど、自身のこれまでの体験や具体的な事例も盛り込み説明していただきました。

森林保険は一般的な損害保険と異なる面もありますが、お客様へのサービスの向上やコンプライアンス、更には加入促進など、森林保険業務を進める上で、非常に参考となる話を聞くことができました。今後もテーマ毎に研修を行い、職員の知識の向上やスキルアップにつなげていく考えです。



▲講師の福本保険業務部長



▲研修の様子

早稲田大学「思惟の森の会」の活動について

森林保険には、個人の森林所有者の皆さまのほか、会社有林、市町村有林、都道府県有林や寺社有林、素材生産業者が所有する森林など幅広い森林について、加入していただいています。

今回は、早稲田大学公認の学生サークルである「思惟（しい）の森の会」について紹介します。数ある早稲田大学のサークルの中でも長い歴史をもち、2018年で創立50年を迎える「思惟の森の会」は、岩手県田野畑村を活動拠点とした森林ボランティアサークルです。その活動拠点である田野畑村の森林に森林保険に加入いただいていることから、森林保険センターの福本保険業務部長が50周年記念式典の開催される田野畑村を訪ね、早稲田大学総務部の外川（とがわ）副部長とサークル代表の菅（すが）幹事長（社会科学部3年）にお話を伺いました。



▲ 50周年式典後、OBと現役生共同で桜を記念植樹

（福本）この度は「思惟の森の会」創設50周年、誠におめでとうございます。このサークルは具体的にはどのような活動を行っているのでしょうか。

（外川）今回は岩手県田野畑村までお越しいただき、また50周年記念式典にご参加いただき、ありがとうございます。「思惟の森の会」の主な活動は、毎年行方田野畑村での合宿になります。合宿



では山での育林作業と田野畑村の方との交流、そして仲間との共同生活を三つの柱として様々な活動を行っています。

（菅）東京では、週に1回程度ミーティングを行っているほか、大学キャンパスの草刈りや、早稲田祭やボランティアフェアといった大学のイベント、環境系のコンテストに参加などしています。



（福本）なるほど、学生さんが山の作業を行い、村の方々との交流を50年も続けているんですね。早稲田大学は森林・林業系の学部はないと思いますが、学生さんはどのような思いで森林ボランティアを行っているのでしょうか。

（菅）自然が好き、森が好きといった理由や環境問題の面から興味を持つ学生が多いですね。単に東京ではできない生活に憧れる学生もいます。

（外川）早稲田と田野畑村の関係は、大学の小田泰市先生が1960年、ゼミ生の中に田野畑村出身の学生がいたことをきっかけにゼミ生を連れて農村体験のために田野畑村を訪ねたことから始まりました。翌年、大規模な山火事が田野畑村を襲い、多くの山々が燃えて豊かな自然は荒廃してしまいました。そこで、植林事業が進められて小田先生は田野畑村の復興のため、そして自然教育のために、学生をこの植林活動に参加させました。

（福本）そのような経緯があったのですね。そして「思惟の森」が誕生したということでしょうか。

（外川）はい。小田先生は「厳しい環境の中で生きてきた田野畑の村人と触れ合い、学生も教師も関係なく、同じ釜の飯をつつき、森を育て人生を語り合うことこそ教育の原点がある」と考え、田野畑村に自然教育の場を作ことを決意し、「思惟の森構想」という理想を掲げました。当時、田野畑村でも36歳の

早野仙平村長が「教育立村構想」を立ち上げたことから、早稲田と田野畑村の思いが一致し、「思惟の森の会」が誕生したのです。



(福本) それから半世紀以上経った今でも、ここで活動を続けていられているのです。田野畑村での合宿の魅力はどんなところにあるのでしょうか。

(菅) やはり育林を通じて、体で自然と向き合えることでしょうか。山について、環境について、資源について、何を考えるかはメンバーによって違いますが、五感を使って普段考えることのない何かについて思いをはせることができます。

(福本) 合宿中は大学の寮である青鹿寮（おおじしりょう）に滞在していますが、都会での生活と違い、大変なことも多いと思いますが。

(菅) たしかに寮では風呂をはじめ、米を炊くかまども暖をとるストーブもすべて薪から火をおこさなければなりませんが、現代ではなかなか触れることのない生活を体験できるのが私たちの合宿の特徴でもあります。

(外川) 限られた設備の中で仲間と寝食を共にすることで連帯感が生まれ、共同生活の中で自分は何をすべきか、何ができるかということが学ぶことができます。



▲「思惟の森の会」のメンバー

(福本) 今回は歴代OBの方々が多く参加されており、皆様から創立当初の苦労話や熱い思いをたくさんお聞きすることができました。このような方々の連綿とした活動が50年の歴史

を作ってきたのでしょうね。

(菅) そうですね、先輩方が作り上げたこの活動を、田野畑村の方々のお力をお借りして、次の50年につなぐのが我々現役生の役割と考えています。

(福本) 歴史ある「思惟の森の会」の活動場所である森林は、田野畑村と村の皆さまからお借りしていて、そこに森林保険センターの森林保険に加入いただいています。

(外川) 思惟の森は田野畑村と村の皆さまのご厚意でお借りしている森林です。ここで植林・育林活動を行い、収穫した木材は今後様々な用途で利用される予定です。今回も益子焼の窯で使用するアカマツの薪づくりをみんなで行いました。そのような貴重な森林に万が一の災害のために保険を掛けることは大学として必要なことと考え、森林保険に加入しております。幸い今まで被災はしていませんが、山火事、台風、大雨、大雪、日照り、寒さによって立木が被害を受けた際の補償があることは、大学にとっても、会の活動においても大きな安心につながっています。



▲枝打ちの作業

(菅) 私も今回何うまで正直言って思惟の森に保険がかかっていることは知りませんでした。今後サークル活動の場でもメンバーに知らせていきたいと思います。

(福本) 損害保険は、万一の出来事に備えるものであり、縁の下での力持ちであると自認しています。これからも、このすばらしい「思惟の森の会」の活動を、森林保険が陰ながら支え、お役に立てれば幸いです。本日はどうもありがとうございました。

福井県森林組合連合会の取組（公有林の加入促進）

福井県の森林面積は 310,431ha で、うち民有林合計が 271,143ha（平成 28 年度福井県森林組合統計より）となっています。

福井県内では、今年 2 月の豪雪による災害も発生しており、森林保険の加入拡大に向け積極的な取り組みを行っています。これまでの主な取り組みについては、下記のとおりです。

①県下森林組合担当者会議を開催

森林組合の担当者を対象とした会議を開催し、市町有林の加入推進をテーマにしたグループディスカッションを実施する等、森林組合から市町に対する加入推進体制強化を図っています。

②森林組合役員に対する商品の P R

森林組合の役員を対象とした会議等の際、森林保険の商品説明を行い、普及及び組合所有林等の加入推進を行っています。

③県主催のイベントに参加

県との連携を図るため、県主催のイベントに積極的に参加し、来場者を対象にアンケートを実施する等、県民の森林・林業への関心や森林保険の認知度アップを図っています。

④広報誌「県森連だより」に広告を掲載

広報誌に広告を掲載し、県内の林業関係者への普及を行っています。

以上の取り組みをする中で、県森連は昨年度、県有林の加入推進に特に力を入れました。県の担当課に対し、県森連の保険担当者だけでなく役員からも森林保険の P Rを行い、結果、県有林の新規加入への理解を得られる事ができました。

今後も引き続き森林組合と協力し、さらなる公有林の加入率アップに向け取り組んでまいります。



▲県下森林組合担当者会議の様子

や ず 八頭中央森林組合の取組

八頭中央森林組合は鳥取県南東部に位置し、八頭町、若桜町及び鳥取市の一部を管轄する鳥取県最大の広域森林組合です。管内には兵庫県、岡山県との県境に標高 1,000m を越える山々が連なり、県東部の重要な水源地となっています。

当組合では平成 19 年度から利用間伐主体の経営へ転換し、森林施業の集約化と路網等の基盤整備を進め、コスト意識を持って収益のある利用間伐を推進し、平成 19 年度 3 億円だった総事業取扱高は、平成 27 年度は 11 億円を超えることが出来ました。将来の目標は、一定の木材生産量を確保しつつ、循環的利用が可能となる森林を整備し、次世代に引き継ぐこととしています。

この他にも、施業集約化を行う森林施業プランナーの育成、計画的施業の基礎となる森林経営計画の作成と的確な実施、オーストラリア製タワーヤーダ等高性能林業機械の積極的な導入とそのオペレーター等の人材育成により、生産性アップに取り組みなどを行っており、森林資源の持続的な活用を基本とした経営が高く評価され、平成 28 年 11 月に明治神宮会館で開催された第 55 回農林水産祭式典において、天皇杯をいただくことが出来ました。



森林保険への取組については、管内の民有林人工林が 25,898ha（人工林率約 60%）と県内有数の人工林面積が存在する中、市町村との連携を密に行い、地域住民の財産である公有林の加入推進を進め、市町村有林の加入率は約 50%となっています。これは全国の市町村有林の加入率約 34%を大きく越えたものとなっています。

近年、管内においては大きな森林被害は少ないですが、昨今の大規模災害に備えて引き続き加入への働き掛けを行っています。

また、平成 31 年度からスタートする森林経営管理法への対応についても、引き続き行政と連携を強化しつつ、経営管理権の集積に向けて組合として全力で取り組むとともに、万が一の災害に備えて森林保険への加入を進めていきたいと考えております。



土壌侵食の引き金となる、 雨粒の持つエネルギー

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所
気象害・防災林研究室 南光一樹

森林に降った雨は、樹冠、幹、下草、落葉落枝などを通して地面に到達します。地面を覆う下草や落葉は、雨粒の衝撃から土壌表面を守り、水を流れにくくする障害物となって、土壌侵食を防ぎます。これを森林の表面侵食防止機能といいます。かつてはハゲ山が多く表面侵食もよく起きていた日本ですが、現在では山地斜面からの表面侵食はすっかり減っています。しかし、間伐などの管理が十分に行われない森林では、樹木が過密になり下草が消え、深刻な土壌侵食が起きているケースが報告されています。また、大型台風や局地的豪雨など、今までにないような激しい雨が増えており、このような極端な降雨が林地の土砂流出や土壌流亡の新たなリスクになる可能性があります。

雨の衝撃エネルギーは、「①どれだけの量」の雨が、「②どれくらいの大きさの雨粒」として、「③どれくらいのスピード」で降ってくるか、で決まります。まず「①雨の量」と「②雨粒の大きさ」の関係を見てみましょう(図1)。「一定時間に降ってくる雨の量(これを降雨強度と言います)」と「雨粒の大きさ」に関係があり、降雨強度が強いときほど、大粒の雨が多く降ります。また、この関係は降雨様式によっても変わり、同じ降雨強度でも、霧雨<梅雨のようなシトシトと降る雨<台風などの豪雨の順に大きな雨粒の割合が大きくなります。平均的には直径1~2mm、最大で直径4~7mmくらいの雨粒が降ってきます。

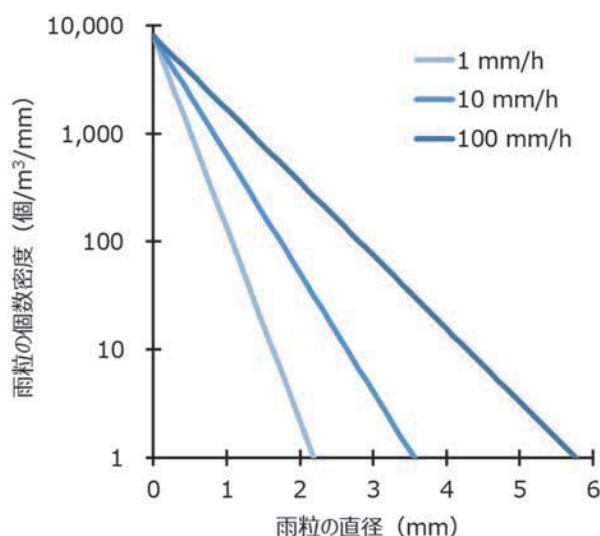


図1 降雨強度の違いによる雨粒の大きさの分布

次に「②雨粒の大きさ」と「③雨粒の速さ」の関係を見てみましょう(図2)。雨粒は大きいほど重くなって空気抵抗に耐えられるようになるため、落下スピードが速くなります。ただ、この関係は理論的な値であって、実際の雨とは異なります。熱帯低気圧の豪雨と通常の降雨の雨粒の測定例で比べてみると、熱帯低気圧の豪雨では、強風の影響により雨粒の大きさと速さが様々に変化するため、通常の降雨よりも雨粒の平均的なサイズが大きく、落下速度も広い範囲に分布しました(図3)。これは、熱帯低気圧の豪雨では、現在得られる予測よりも実際の雨粒の衝撃力が大きくなることを意味します。

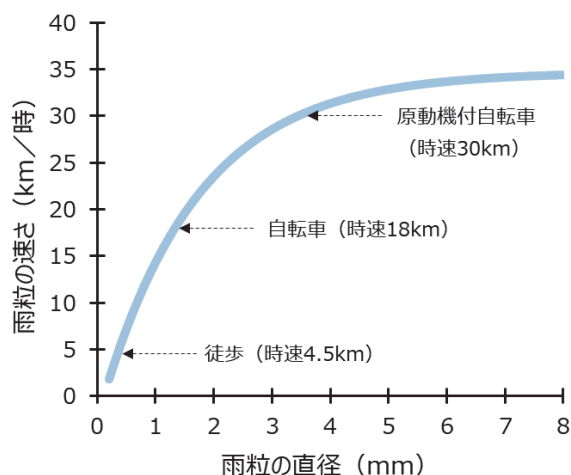


図2 雨粒の直径と速さの関係

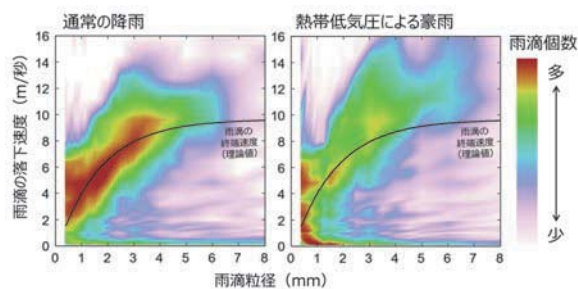


図3 通常の降雨と豪雨における雨滴の大きさ(粒径)と落下速度の関係

森林管理の点から考えると、皆伐直後が最も土壌侵食の危険性が高いです。土壌侵食は溪流を濁らせて下流域の用水管理に影響を与えるだけでなく、最も養分の豊富な土壌表面が雨によって失わせるため、森林成長にとっても土壌の保持は重要です。熱帯低気圧による豪雨は通常の降雨以上に土壌侵食を促進してしまうこともあるため、表土の管理に気をを使う必要があります。

災害事例
1

■風害

平成 28 年 8 月 30 日、北海道に接近した台風 10 号の暴風による災害。
当該地においては最大風速 21.5 m を記録するなど強風に見舞われ、根返りや幹折れ等の被害が発生したもの。

【事 例】 北海道 市町村有林

樹種・損害時林齢：トドマツ・52年生
実損面積／契約面積：4.87ha／4.87ha
支 払 保 険 金：8,368,608 円

（参考）保険料：104,607 円（5 年分）
ha 当たりの保険料/年：4,296 円
付 保 率：100%



災害事例
2

■水害

平成 28 年 9 月 20 日、台風 16 号により発生した豪雨による災害。
当該地では日雨量が 100mm を超え、山腹斜面では土砂崩壊による流出などの被害が発生したもの。

【事 例】 鹿児島県 私有林

樹種・損害時林齢：スギ・4年生
実損面積／契約面積：1.03ha／4.98ha
支 払 保 険 金：1,483,200 円

（参考）保険料：246,126 円（10 年分）
ha 当たりの保険料/年：4,942 円
付 保 率：100%



国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林保険センター

〒 212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町 66-2 興和川崎西口ビル 9F

電話:044-382-3500（代表）

FAX:044-382-3514

<https://www.ffpri.affrc.go.jp/fic/index.html>